

10月開始

日常的に食事準備や家族のケアなど、
おうちのお手伝いを頑張っている
子どもたちに



週1回の無料配食で

「ほっとひと息つける時間」を

お届けします!

おうちのお手伝いなどで悩んで
いたら、気軽に相談してね!



※お弁当イメージ図

【まずはご相談を】

甲府市子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」

☎: 055-221-3011(直通)

0120-743-011(子ども専用ダイヤル)

✉: aozora@city.kofu.lg.jp



「甲府市ヤングケアラー配食支援事業」

日常的に食事の準備や家族のケアを行っており、その負担の重さから、自身の自由な時間が取れないなどの悩みを抱えているヤングケアラー等(※)に対して、専門の相談員が話を聞き、よりよい生活を一緒に考えていくとともに、日常生活の中で「ほっとひと息つける時間」を取っていただくため、対象世帯にお弁当の配食サービスを実施します。

○ヤングケアラーとは…本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行っており、子ども自身の権利が侵害されている18歳(高校3年生相当の年齢)までにある子どものことをいいます。

対象者

- 「あおぞら」に相談があり、配食サービスが必要と認められるヤングケアラーとその家族が対象となります。
- ※概ね30歳未満のケアラーも対象となる場合がありますので「あおぞら」にご相談ください。

支援内容

- 弁当の配食：配食が認められた世帯の構成人数分(無料提供)

回数・利用期間

- 週1回 概ね3か月まで(状況に応じて変更する場合あり)

実施期間

- 令和5年10月から令和7年3月末まで

相談・申請について

- 配食サービスの開始には、本市職員がヤングケアラーと思われる子どもの生活状況等を伺った上で、申請していただきますので、まずはご相談ください。
- なお、関係機関の方からのご相談も可能ですので、お問い合わせください。

